

鳥取県告示第203号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成22年4月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録 番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県 第506号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌 体肥料3号	窒素全量 6.0 りん酸全量 5.0	公定規 格のと おり	社団法人境港水産加工汚 水処理公社 境港市昭和町12-19	平成21年7月1 日から平成24年 6月30日まで